

公園使用料

令和元年10月1日現在

種類	利用の方法	区 分	単 位	基 準	金 額
都市公園	公園の占有	都市公園法第7条第6号及び第7号に定めるもの	1㎡当り	月額	409円
		小林市道路占用料条例(平成18年小林市条例第196号)別表占用物件の欄に掲げる物件(下表)			
	公園での行為	行商その他これに類するもの	1㎡当り	1日	41円
		写真業	1台当り	1日	194円
		興行	1㎡当り	1日	41円
		競技会、展示会その他これらに類するもの	1㎡当り	1日	41円
	公園施設設置	売店	1㎡当り	月額	409円
		飲食店	1㎡当り	月額	409円
		その他の公園施設	1㎡当り	月額	409円

※ 使用料の額が月額で定められている場合で、使用期間が1月未満であるとき、またはその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

※ 利用面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算する。

※ 都市公園法第7条

- 6 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 7 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

小林市道路占用料条例(平成18年小林市条例第196号)別表占用物件

占 用 物 件	占 用 料		分 類
	単 位	金 額	
第1種電柱(3条以下)	1本につき1年	630円	電気事業者の設ける電柱
第2種電柱(4~5条)		970円	ガス事業者の設ける電力引込柱
第3種電柱(6条以上)		1,310円	
第1種電話柱(3条以下)		570円	電気通信事業者の設ける電話柱
第2種電話柱(4~5条)		900円	電気事業者の設ける独立電話柱
第3種電話柱(6条以上)		1,240円	
その他の柱類		57円	支線柱、街灯、国旗掲揚ポール

※ 占用料の額が年額で定められている場合で、占用期間が1年未満であるときは月割で計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算する。